

大阪府箕面市

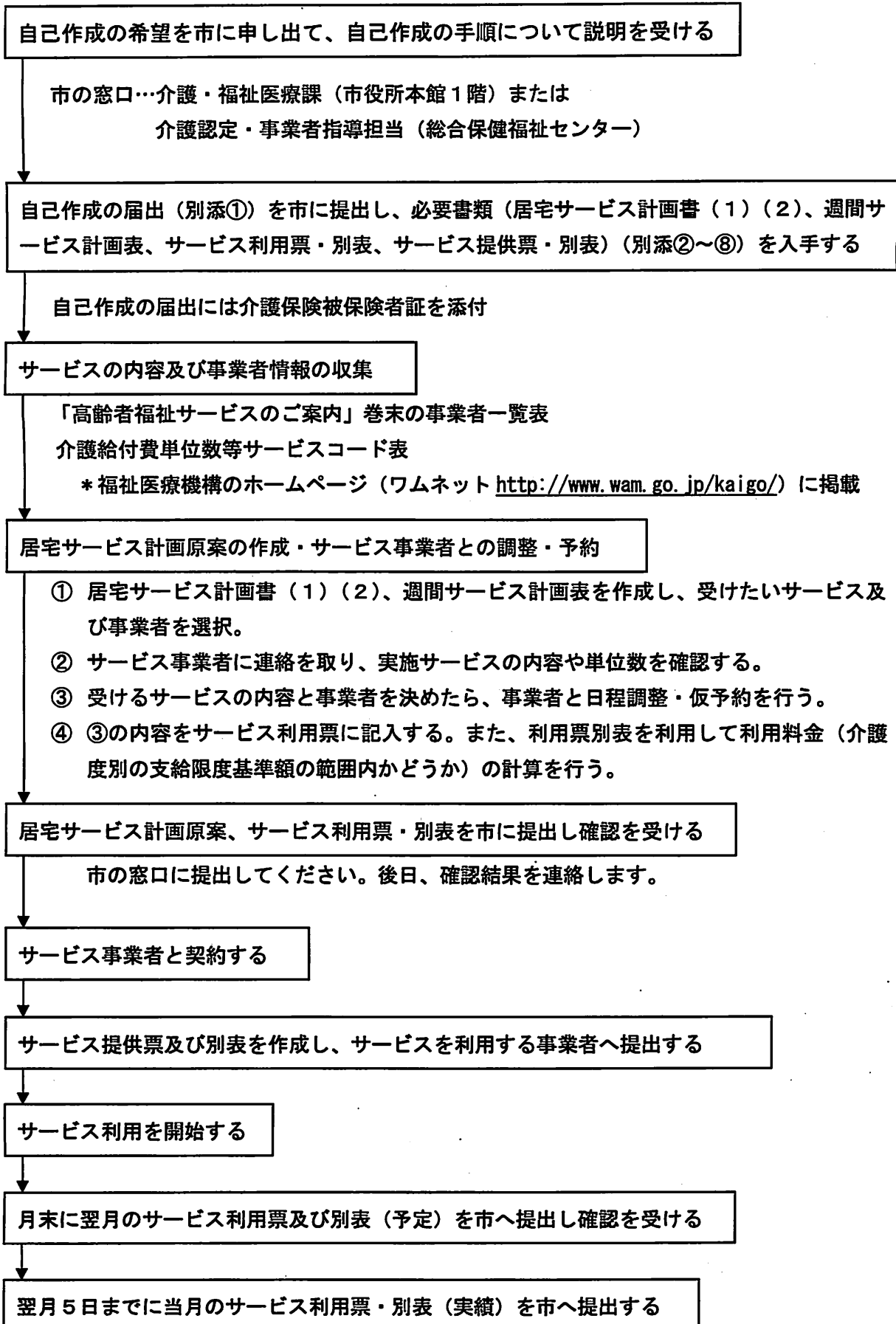
居宅サービス計画自己作成の手引き

(要介護1～5の方)

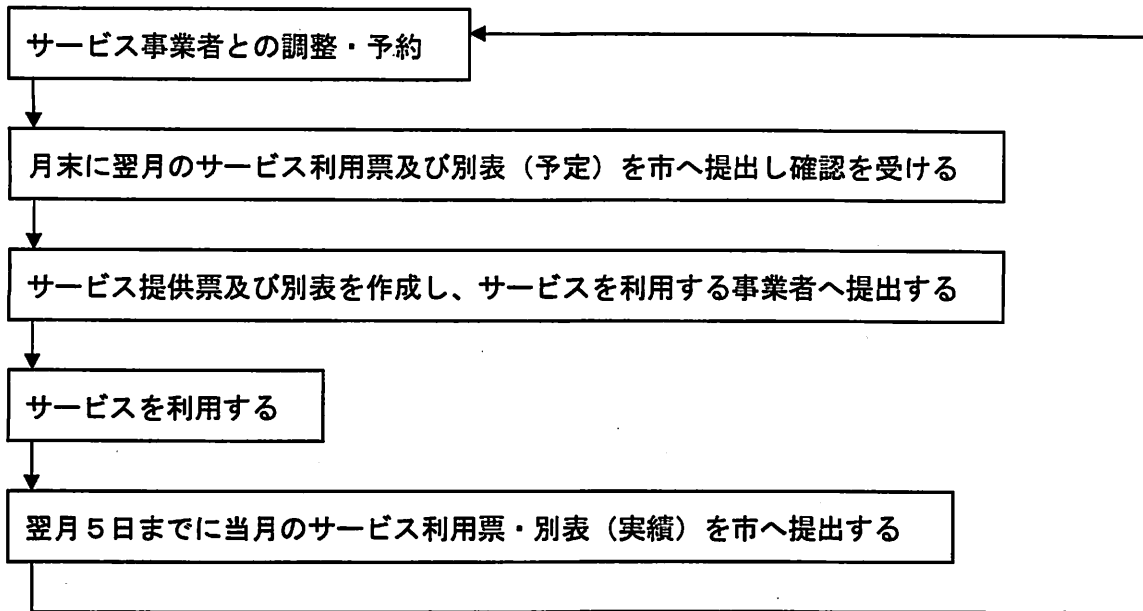
箕面市

## 居宅サービス計画自己作成の流れ（要介護1～5の方）

### 〈初回の流れ〉



〈2回目以降の流れ〉



Q： 「居宅サービス計画」とはどのようなものですか？

A： 本人が希望する生活を達成するための介護計画です。現在の生活状況の把握から一定期間に達成可能な目標を設定し、その目標を達成するためにどんなサービスを利用するのかを考えます。

次のいずれかに該当する場合は計画書の作成及び市への確認が必要となります。

- 初めてサービスを利用するとき
- 要介護認定の申請（更新・区分変更）をしたとき
- 本人の状況が変わり、サービスの種類や内容を変更したいとき

Q： 「サービス利用票・別表」とはどのようなものですか？

A： いつ・どの事業所のサービスを・どのくらいの時間利用するか（予定）、またはいつ・どの事業所のサービスを・どのくらいの時間利用したか（実績）を記入します。市が国保連合会へ請求事務を行う際に使用する書類です。

次のタイミングで市へ提出してください。

- 次の月のサービス利用予定を記入したもの …月末までに提出
- サービス利用実績を記入したもの …当月の利用終了後直ちに提出

※ 同じ用紙で当該月の予定と実績を記入する様式になっていますのでご注意ください。

※ サービス利用予定の提出が遅れると、保険給付の対象とならない場合があります。

※ サービス利用実績の提出が遅れると、サービス提供事業所への支払いが滞る場合があります。

Q : 「サービス提供票・別表」とはどのようなものですか？

A : サービス利用票・別表について市の確認を受けた後、サービス提供事業所に提出するもので、内容はサービス利用票・別表と同じです。

Q : 書類の提出は本人でないといけませんか？

A : 原則は本人となります。

本人以外の方が提出する場合は、委任状が必要となります。

Q : 自己作成をやめたいときは、居宅サービス計画はどこに依頼すればいいですか？

A : 都道府県が指定した居宅介護支援事業者の中から事業者を選び、居宅サービス計画の作成を依頼します。

依頼を受けた指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が家庭訪問等を行い、利用者の希望や心身の状況、介護環境等を分析して、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成費用は全額保険給付となりますので、自己負担はありません。

市内の指定居宅介護支援事業者については、「高齢者福祉サービスのご案内」巻末の事業者一覧表を参照ください。

**【ケアプラン自己作成に関する問い合わせ先】**

箕面市 市民部 介護・福祉医療課介護保険担当（市役所本館1階）

電話 072-724-6860（直通）

箕面市 健康福祉部 介護認定・事業者指導担当（総合保健福祉センター）

電話 072-727-9559（直通）

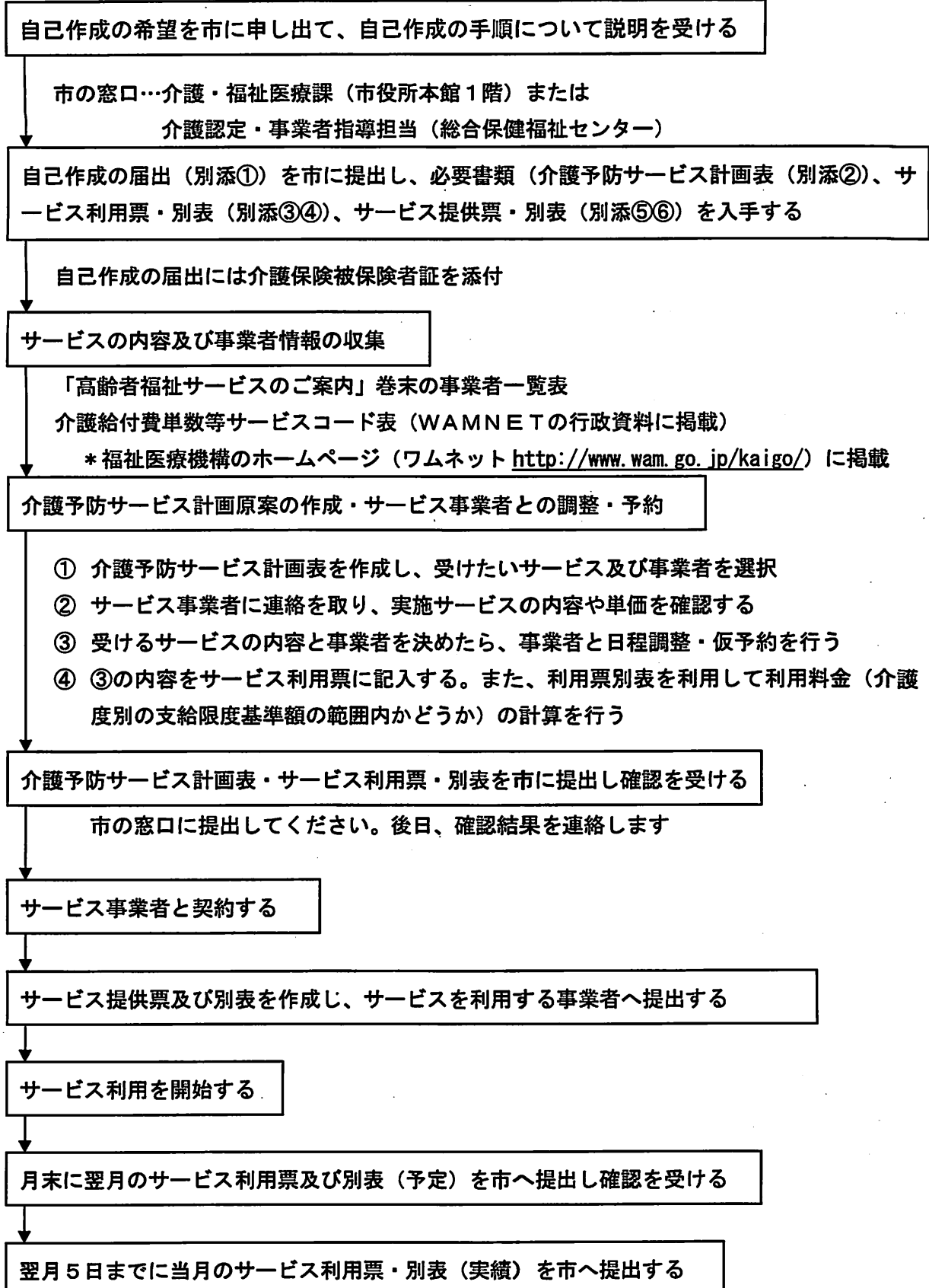
# 介護予防サービス計画自己作成の手引き

(要支援1・2の方)

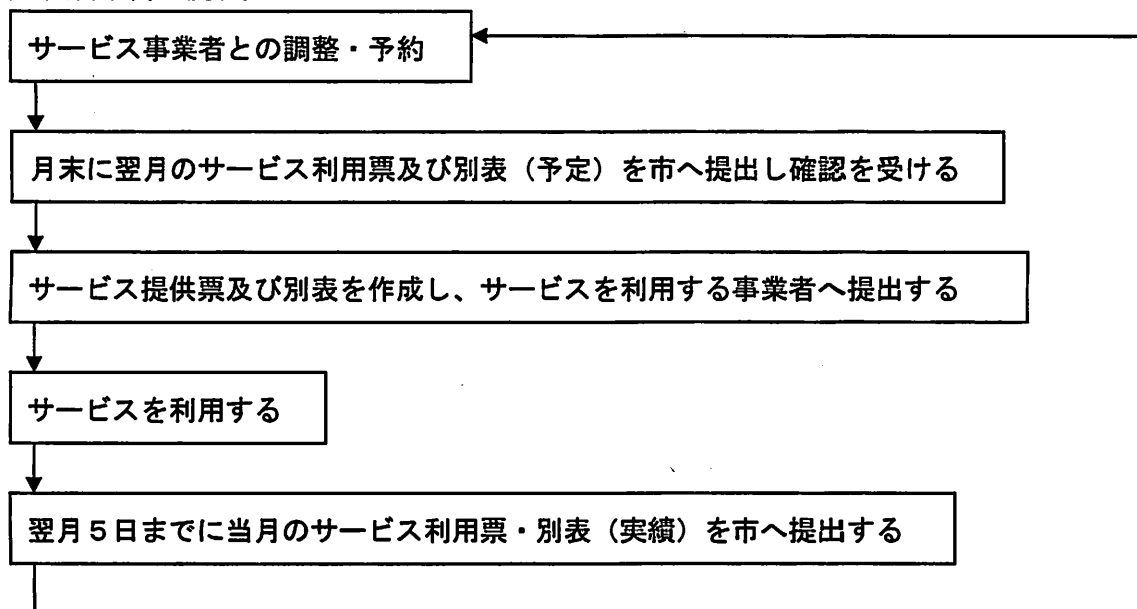
# 介護予防サービス計画自己作成の流れ

(要支援1・2の方)

〈初回の流れ〉



〈2回目以降の流れ〉



Q： 「介護予防サービス計画」とはどのようなものですか？

A： 本人が希望する生活を達成するための介護計画です。現在の生活状況の把握から一定期間に達成可能な目標を設定し、その目標を達成するためにどんなサービスを利用するのかを考  
えます。本市においては介護予防サービス計画書に介護計画を記載していただきます。  
次のいずれかに該当する場合は計画書の作成及び市への確認が必要となります。

- 初めてサービスを利用するとき
- 要介護認定の申請（新規・更新・区分変更）をしたとき
- 本人の状況が変わり、サービスの種類や内容を変更したいとき

Q： 「サービス利用票・別表」とはどのようなものですか？

A： いつ・どの事業所のサービスを・どのくらいの時間利用するか（予定）、またはいつ・どの事業所のサービスを・どのくらいの時間利用したか（実績）を記入します。市が国保連合会へ請求事務を行う際に使用する書類です。  
次のタイミングで市へ提出してください。

- 次の月のサービス利用予定を記入したもの …月末までに提出
- サービス利用実績を記入したもの …当月の利用終了後直ちに提出

※ 同じ用紙で当該月の予定と実績を記入する様式になっていますのでご注意ください。

※ サービス利用予定の提出が遅れると、保険給付の対象とならない場合があります。

※ サービス利用実績の提出が遅れると、サービス提供事業所への支払いが滞る場合があります。

Q： 「サービス提供票・別表」とはどのようなものですか？

A： サービス利用票・別表について市の確認を受けた後、サービス提供事業所に提出するもので、内容はサービス利用票・別表と同じです。

Q： 書類の提出は本人でないといけませんか？

A： 原則は本人となります。

本人以外の方が提出する場合は、委任状が必要となります。

Q： 自己作成をやめたいときは、介護予防サービス計画はどこに依頼すればいいですか？

A： お住まいの地区を担当する地域包括支援センターに作成を依頼します。

依頼を受けた地域包括支援センターでは、保健師や主任ケアマネジャーが家庭訪問等を行い介護予防サービス計画を作成します。介護予防サービス計画の作成費用は全額保険給付となりますので、自己負担はありません。

機関名 (運営者)	担当地区	所在地・電話番号
西部地域包括支援センター (社会福祉法人曙光会：あかつき)	箕面、箕面公園、温泉町、西小路、牧落、新稲	箕面6-3-1 サンプラザ1号館2階 TEL720-5592 FAX720-5593
北部・西南地域包括支援センター (社会福祉法人翠明社：照葉の里)	上止々呂美、下止々呂美、桜、百楽荘、桜井、半町、瀬川、桜ヶ丘、森町北、森町中	桜井1-13-22 (1階) TEL725-7029 FAX720-5323
中央地域包括支援センター (社会福祉法人箕面市社会福祉協議会)	如意谷、白島、坊島、萱野、外院、石丸、稲、船場西、船場東、今宮、西宿	萱野5-8-1 (総合保健福祉センター内) TEL727-9511 FAX727-3597
東部地域包括支援センター (医療法人ガラシア会)	粟生間谷東、粟生間谷西、彩都粟生南、粟生新家、粟生外院、小野原東、小野原西、大字粟生間谷	粟生間谷西6-15-2 (ガラシア病院隣接) TEL729-1711 FAX729-3311

**【ケアプラン自己作成に関する問い合わせ先】**

箕面市 市民部 介護・福祉医療課介護保険担当 (市役所本館1階)

電話 072-724-6860 (直通)

箕面市 健康福祉部 介護認定・事業者指導担当 (総合保健福祉センター)

電話 072-727-9559 (直通)